

1.非課税対象施設一覧表(大津市で該当すると考えられるもの)

	対 象	要 件	適 用 の 有 無		根 拠 法 令
			資 産 割	従 業 者 割	
1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法701の34 ②
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、その他政令で定める図書館、幼稚園	○	○	法701の34 ③-3
4	公衆浴場	公衆浴場法に規定する公衆浴場で、物価統制令の規定に基づき知事が入浴料金を定めるもの	○	○	法701の34 ③-4
5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	法701の34 ③-5
6	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	法701の34 ③-7
7	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可若しくは認定を受けて、市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬または処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34 ③-8
8	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	法701の34 ③-9
9	保護施設	生活保護法に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-10
10	小規模保育等施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34 ③-10-2
11	児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-10-3
12	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○	法701の34 ③-10-4
13	老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-10-5
14	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設	○	○	法701の34 ③-10-6
15	社会福祉事業用施設	9から14までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-10-7
16	地域包括支援事業用施設	介護保険法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	法701の34 ③-10-8
17	家庭的保育事業等施設	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34 ③-10-9
18	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-11

19	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-12
20	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○	法701の34 ③-14
21	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-16
22	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。)の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-17
23	中小企業の 集積の活性化 事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの。	○	○	法701の34 ③-18
24	総合特別区域施設	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの。	○	○	法701の34 ③-19
25	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○	法701の34 ③-20
26	自動車運送 事業用施設	○道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ○貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 ○貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業者のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第2種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。)に係る部分に限る。)を を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34 ③-21

27	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	法701の34 ③-22
28	固定電話事業者の事業用施設	電気通信事業法に規定する第1種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定電話事業者)が事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法701の34 ③-24
29	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-25
30	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-25-2
31	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34 ③-26
32	路外駐車場	駐車場法に規定する路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34 ③-27
33	駐輪場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法に掲げる駐輪場として都市計画に定められたもの	○	○	法701の34 ③-28
34	高速道路事業用施設	西日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③-29
35	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等・防災施設等	詳細参照		法701の34 ④

31. 勤労者の福利厚生施設について

1. 一般的に福利厚生施設に該当すると考えられるもの

美容室 理容室 喫茶室 社員食堂 娯楽教養室 談話室 売店 保養所 託児所
勤労者等により組織されるクラブ 同好会のために設置された施設 等

2. 業務用と認められない場合に限り福利厚生施設に該当すると考えられるもの

喫煙室 休憩室 シャワー室 浴室 仮眠室 宿泊室 医務室 相談室 更衣室 給湯室
運動施設(体育館、屋内プール、屋内テニスコート、フィットネス施設) 等

※ 業務用と認められる施設であるか、福利厚生施設に該当するかは、当該施設の管理形態、利用実態により判断してください。

3. 一般的に福利厚生施設に該当しないと考えられるもの

通勤手段として用いられる自転車、自動車の車庫 単独で設置されている自動販売機、
ウォータークーラー 研修所 通常の生活に必要なとされる施設(トイレ等) 等

※社員寮、社宅及びこれらに類する居住用の施設(物置等の付帯施設を含む)は事業所税の課税対象外となります。

4. ご留意いただきたい点

- 福利厚生施設として非課税対象となるものは、その施設が福利厚生施設としてのみ使用されているものに限りです。
例えば、会議室と休憩室を兼ねている施設、保養所と研修所を兼ねている施設等
常時他の用途と兼用されている場合は該当しません。
- テナントビル等において、テナントビルの管理者がテナントの従業員のために設置した福利厚生施設については、テナントビル等の管理者の事業所ではなく、非課税の共用部分として申告してください。
- 専ら宿泊研修に使用するために設置されている研修所においては、宿泊に係る施設(宿泊室、浴場等)も福利厚生施設としては取扱いません。また、食堂については、そこでの食事が義務づけられている場合は福利厚生施設としては取扱いません。
- 従業者割については、福利厚生施設に直接従事する従業者のみ非課税の対象として取扱います。福利厚生事業を担当する従業者は対象となりません。

32. 路外駐車場について

路外駐車場とは、道路の路外面に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供する駐車場をいいます。非課税の対象となる路外駐車場は次のとおりです。

1. 都市計画において定められたもの(都市施設として都市計画決定がなされたもの)
2. 駐車場法第12条の規定により市長に届出がなされたもの
3. 一般公共の用に供するものとして市長が認めたもの

上記の1・2に該当しない店舗等に併設されている駐車場であっても、おおむね200メートル以内の距離に次の施設が所在し、当該駐車場がその施設の利用者の駐車も拒んでいない実態がある場合、不特定多数の者の利用に供されるものとして非課税の対象となります。

(法施行規則第24条の8)

- ① 駅等の交通施設
- ② 美術館、図書館、博物館等の文化施設
- ③ 都道府県庁、市役所等の公的施設
- ④ 商店街、大型店舗(大型店舗に併設される路外駐車場にあつては、他の大型店舗に限ります。)
- ⑤ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学
- ⑥ その他公益上必要な施設

ご留意いただきたい点

○「不特定多数の者の利用に供されるもの」とは、事業所等に併設された駐車場であっても、当該駐車場の利用実態が、一般公共の用に供される路外駐車場と同等のものを含みます。

例えば、店舗等に併設されている駐車場で、利用客以外の者が上記①～⑥の各施設の利用を目的として駐車する場合であっても、その利用を拒まないような実態がある場合をいいます。この場合、下記の表示例を参照してください。

(①～⑥の各施設の利用者の駐車を拒むと判断される表示の例)

お客様専用駐車場

無断駐車お断り

お客様以外の駐車は罰金〇〇万円

(①～⑥の各施設の利用者の駐車を拒んでいないと判断される表示の例)

お客様用駐車場

お客様以外の駐車は利用料金をいただきます

○上記①～⑥の各施設に該当するものであっても、当該各施設が広域からの不特定多数の利用を前提として設置された施設でない場合については、路外駐車場の非課税を判定する施設として取扱いません。

例えば、小規模な児童公園のような施設の場合、利用する者が地域的に限定される施設であると考えられるため、該当しません。

35.消防用設備等・防災施設等について

非課税の対象となる施設は、百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で、不特定多数の者が出入りするものとして政令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等で、政令第 56 条の 43 第 2 項及び第 3 項に定めるものをいいます。

1. この規定の適用を受ける事業所等

消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物のうち、次の表に掲げるものだけがこの非課税の適用を受けます。

項	特定防火対象物
(1)	イ. 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ. 公会堂、集会場
(2)	イ. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ. 遊技場、ダンスホール ハ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除きます。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ. 待合、料理店その他これらに類するもの ロ. 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ. 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ. 病院、診療所又は助産所 ロ. (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ. (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 1 2 項に規定する自立訓練、同条第 1 3 項に規定する就労移行支援、同条第 1 4 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 1 5 項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ. 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ. 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ. 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16)の 2	地下街
(16)の 3	準地下街(建築物の地下で連続して地下道に面して設けられたもの等)

※ 例えば工場や単なるオフィスビル((16)項イの複合用途防火対象物以外)は防火対象物であっても上記の**特定防火対象物**に該当しませんので、消防用設備・防災施設に係る非課税の適用はありませんのでご留意願います。

この規定の適用を受ける施設・設備等 注) P. 6 の表に掲げる防火対象物に限ります。

	整理 番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	※区分	非課税 割合
消 防 用 水 槽 ・ ポ ン プ 室 ・ 非 常 電 源 等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・変電室・電気配線シャフトの部分	消防	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	消防	全部
	3	排煙設備の風道(注)及び排煙機の設置部分	消防	全部
消 火 栓 薬 剤 の 貯 蔵 庫 避 難 器 具 格 納	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等の設置部分	消防	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消防	全部
	6	避難器具の設置部分	消防	全部
中 央 管 理 室 等	7	総合操作盤その他消防設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室(7の部分を除きます。)	防災	1/2
階 段 ・ 廊 下	9	階段(建築基準法第35条に規定するもの) (1)特別避難階段の階段室及び附室 (2)避難階段の階段室	防災	全部
		(3)(1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4)(1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限ります。) (建築基準法施行令第112条第9項に規定するもの)	防災	1/2
	10	廊下の部分(建築基準法第35条に規定するもの)	防災	1/2
非 常 用 進 入 口 等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口(バルコニーを含む) (建築基準法第35条に規定するもの)	防災	全部
非 常 用 エレベーター ・ 吹 抜 部 分 等	13	昇降機等(建築基準法第34条に規定するもの) (1)非常用エレベーターの昇降路(機械室・エレベーターホールを含みます。)	防災	全部
		(2)(1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限ります。) (建築基準法施行令第112条第9項に規定するもの) (3)吹抜部分等(防火区画されているものに限ります。) (建築基準法施行令第112条第9項に規定するもの)	防災	1/2
大 津 市 火 災 予 防 条 例 の 規 定 に よ り 設 置 し た も の	14	避難通路(主要避難通路及び補助避難通路) ☆P6の表の(1)イ・劇場等、(2)イ・キャバレー等、(3)ロ・飲食店、(4)百貨店・マーケット等についてのみ該当します。(大津市火災予防条例に規定するもの)	防災	全部
		(1)スプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの	防災	1/2
		(2)上記以外のもの	防災	1/2
そ の 他	15	喫煙所 (大津市火災予防条例に規定するもの)	防災	1/2
		行政命令に基づき設置する防災に関する施設又は設備	防災	1/2

※ 区分・・・消防：消防設備等、防災：防災施設等

※ 廊下、避難通路について基準以上の幅を保有している場合は、その全部が該当します。